

差出人: xxmwg240@ybb.ne.jp
送信日時: 2020年6月10日水曜日 18:58
宛先: 'midori_koen@city.asaka.lg.jp'
件名: 公益通報
添付ファイル: K D D I 0 6 1 0.JPG

朝霞市岡の黒藪哲哉と申します。

城山公園内のK D D I 基地局について、下記の通報を行います。

現在、公園内で基地局設置の工事が行われています。作業そのものはペンディングになっているものの、徹底には工事のプロセスに入っております。従って、建設業法40条の規定に沿った手続きを踏む義務があります。

【建設業法40条】

建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見易い場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表第一の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

【罰則】

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第十二条（第十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出を怠つた者
- 二 正当な理由がなく第二十五条の十三第三項の規定による出頭の要求に応じなかつた者

四 第四十条の二の規定に違反した者

五 第四十条の三の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿若しくは図書を保存しなかつた者

6月10日の午前中、K D D I は標識を掲げないまま、現場の柵を補強する工事を実施しました。添付した写真は、作業が完了した後のものです。

これは建設業法40条に違反しています。

法律を守らない企業に対して、今後は、市として工事に関する許可を下さない方向で対処するように要望しておきます。

黒藪